

令和4年12月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(令和4年度12月補正予算等関係)

交流人口拡大本部

***トータルコストについて**

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和4年12月定例会 議案説明資料目次

交流人口拡大本部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和4年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		観光戦略課	4
		国際観光誘客課	9
	2 歳入歳出事項別明細書		10
3 節の明細		12	
4 債務負担行為に関する調書	観光戦略課他	13	

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名等	頁
第11号	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	交流推進課	14
第14号	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例	交流推進課	17

議案説明資料総括表

交流人口拡大本部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
観光戦略課	7,922,697	3,000,000	10,922,697	2,000,000			1,000,000	
国際観光誘客課	593,288	20,000	613,288				20,000	
合計	10,548,955	3,020,000	13,568,955	2,000,000			1,020,000	

説明

<観光戦略課>

- ・(新)蟹取県ウェルカニキャンペーン事業 3,000,000千円
- ・(新)〔債務負担行為〕観光需要回復加速化緊急対策事業（バス旅行商品支援） [30,000千円]
- ・〔債務負担行為〕「ぐるっと山陰」誘客促進事業 [3,000千円]
- ・〔債務負担行為〕観光情報提供事業 [10,000千円]
- ・〔債務負担行為〕サイクリストの聖地鳥取県整備事業（サイクルツーリズム推進事業） [20,265千円]

<国際観光誘客課>

- ・(新)インバウンド誘客緊急対策事業 20,000千円
- ・〔債務負担行為〕インバウンド誘客緊急対策事業 [9,000千円]

令和4年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課（内線：7237）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)蟹取県 ウェルカニ キャンペーン 事業	0	3,000,000	3,000,000	2,000,000			1,000,000	
トータルコスト	0	3,000,789	3,000,789	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との連絡調整、委託事務				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

新たな観光需要喚起策として10月11日から実施している全国旅行支援「ウェルカニとっとり得々割」及び「全国を対象とした独自割引」について国制度を踏まえ、年明け以降も実施することで、観光需要の回復を図り、新型コロナウイルス感染症などの影響を受けている県内観光地・事業者の支援に繋げる。

2 主な事業内容

細事業	内容	予算額
ウェルカニとっとり得々割	本県への旅行者に対し、旅行代金の割引、クーポン券を配布する。	3,000,000千円
全国を対象とした独自割引	全国から来県する県内宿泊施設の宿泊者等に対する観光施設・観光体験等の利用料金の割引事業を独自に実施する。 ※国制度の公表を踏まえ、詳細を検討する。	

【参考】令和4年12月20日までの事業内容

(1) ウェルカニとっとり得々割

対象	日本国内の居住者
割引率	40%
上限額	交通費付き旅行商品 8,000円 日帰り旅行商品、交通費なし旅行商品 5,000円
クーポン	<平日>3,000円（旅行代金5,000円以上） <休日>1,000円（旅行代金2,000円以上）

(2) 全国を対象とした独自割引

対象	県内宿泊施設の宿泊者等
割引率	40%
上限額	1,000円/人・回
その他	全国旅行支援で発行されるクーポンも併用可能とする

※山陰両県民については宿泊者に限らず上記の割引を実施する。

3 事業目標・取組状況・改善点

新型コロナウイルス感染症の拡大などにより県内観光産業は非常に厳しい状況が続いてきた。こうした状況の中、全国の状況も勘案しながら、県内観光需要を喚起するための取組を実施してきた。引き続き、感染状況に留意しつつ、県内観光需要の回復を図る。

- ・#WeLove山陰キャンペーン（令和3年3月1日～令和4年10月10日）、
スペシャル・ウェルカニキャンペーン（令和3年12月15日～令和4年10月10日）
- ・宿泊事業者新型コロナ感染防止対策事業（一次募集：令和3年7月6日～8月31日、二次募集：令和3年10月11日～11月30日）
- ・県内宿泊・観光事業者応援プレミアム前売り券発行支援事業（令和3年9月21日～令和4年1月20日）
- ・ウェルカニとっとり得々割（令和4年10月11日～令和4年12月20日（予定））

令和4年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課（内線：7237）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) [債務負担行為] 観光需要回復加速化緊急対策事業(バス旅行商品支援)	0	〔債務負担行為〕 30,000	〔債務負担行為〕 30,000				〔債務負担行為〕 30,000	
トータルコスト	0	789	789	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金交付業務				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

本県への宿泊又は周遊を伴うバス旅行造成に対する支援を行うことで、県内宿泊施設への宿泊及び観光施設への誘客を促し、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に落ち込んだ団体旅行需要を回復させることを目的に、緊急支援を継続して実施する。

2 主な事業内容

本県での宿泊・周遊を伴う団体観光客を誘致するため、バスツアー造成に対する支援を行う。

- (1) 事業期間 令和5年4月1日～6月30日（募集開始 令和5年1月下旬予定）
- (2) 事業実施主体 公益社団法人鳥取県観光連盟
- (3) 支援内容 支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費を支援する。

区分	対象日	1台あたり補助金額
宿泊あり	(1) 土曜日、祝祭日前日	30千円
	(2) (1) 以外の日	60千円
宿泊なし	(1) 土・日曜日、祝祭日	15千円
	(2) (1) 以外の日	30千円

- (4) 対象となる旅行会社及び旅行形態
 - ・県内外の旅行会社
 - ・受注型企画旅行、募集型企画旅行
- (5) 支援条件
 - ・バス1台あたり9名以上（実績）
 - ・鳥取県観光連盟が作成する「鳥取県観光素材集」より2箇所以上の観光施設を選択すること。
 - ・鳥取県観光連盟が作成する「鳥取県観光素材集食事編」より1箇所以上の食事提供施設を選択すること。
 - ・1事業所あたりの上限額は、宿泊あり1,000千円、宿泊なし500千円とすること。
 - ・繁忙期（4月29日～5月5日）は対象外

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に落ち込んだ団体旅行需要を加速度的に回復させる。
- ・10月11日から全国旅行支援が開始されたこともあり県内での旅行需要も高まりつつあるが、全国旅行支援終了後を見据え、これを一過性のものとしないうちにも継続的な需要喚起が必要である。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課（内線：7237）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]「ぐるっと山陰」誘客促進事業	31,375	[債務負担行為] 3,000 0	[債務負担行為] 3,000 31,375				[債務負担行為] 3,000	
トータルコスト	33,741	789	34,530	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.1人	0.4人	補助金交付事務				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県外の旅行会社に対して、パンフレット印刷代、版下作成費等の支援を行うことで、県内周遊型の旅行商品造成を促し、観光施設への誘客数を増加させることを目的として実施する。令和5年度旅行商品（4月～6月出版）を年度当初から催行するためには、令和4年度内から商品造成・販売を開始する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

2 主な事業内容

- (1) 事業期間 令和5年4月1日～6月30日（募集開始 令和5年1月下旬予定）
- (2) 事業実施主体 公益社団法人鳥取県観光連盟
- (3) 支援条件
以下の支援条件を満たす旅行商品を県外の旅行会社が造成した場合に必要な経費（チラシ・パンフレット印刷代等）について、旅行商品の企画内容や催行実績に応じて段階的に支援する。
・鳥取県観光連盟が作成する「鳥取県観光素材集」より1箇所以上の素材を選択すること。
・募集型企画旅行又は受注型企画旅行であること。
- (4) 支援内容
支援条件を満たす県外の旅行会社が旅行商品を造成した場合に必要な経費について支援する。
【1商品あたりの上限額】 かかった経費の1/2または500千円のいずれか低い額
【1事業所あたりの上限額】 1ヶ年度内500千円

3 事業目標・取組状況・改善点

- ・団体旅行向けの施策として、県内周遊型の旅行商品造成支援を行うことで、県内観光施設への誘客数の増加、商品露出の強化を図っている。
- ・県外旅行会社に対して旅行商品造成支援を行うことにより、継続して本県の旅行商品造成を働きかけている。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課（内線：7421）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 観光情報提供事業	46,550	[債務負担行為] 10,000 0	[債務負担行為] 10,000 46,550				[債務負担行為] 10,000	
トータルコスト	74,151	789	74,940	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.5人	0.1人	3.6人	マスコミへの情報提供、取材受入等				
工程表の政策内容	魅力ある観光地づくりと戦略的観光情報の発信							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県の認知度・好感度を向上させ、鳥取県への誘客につなげるため、マスメディアを活用した情報発信に取り組む。令和5年度当初からの円滑な情報発信を行うため、パブリシティ業務委託の受託者を令和4年度中に決定する必要があることから、債務負担行為を設定するものである。

2 主な事業内容

PR会社等を活用して、テレビ番組を中心に鳥取県の魅力を県外に発信するため、業務受託者を決定し、年度当初から切れ目のない情報発信活動に取り組む。

(スケジュール)

令和4年12月下旬～令和5年1月下旬 業者決定、露出内容調整、契約
令和5年2月上旬～ テレビ番組招致活動開始
令和5年4月上旬～ テレビ番組招致による情報発信

3 事業目標・取組状況・改善点

ウィズコロナ、アフターコロナにおいて、癒し、本県の豊かな自然、アクティビティやサイクリングなどを中心とした鳥取県観光の魅力や食の魅力を効果的に情報発信する。鳥取県への来県が多い関西及び中四国エリアを中心に情報発信をし、近隣県からの誘客促進につなげる。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光戦略課（内線：7239）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為]サイクリストの聖地鳥取県整備事業（サイクルツーリズム推進事業）	46,401	0	46,401	[債務負担行為] 20,265	[債務負担行為] 20,265	[債務負担行為] 12,462	[債務負担行為] 7,803	
トータルコスト	53,498	789	54,287	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.9人	0.1人	1.0人	関係機関等との連絡調整、設計積算、入札・契約の締結				
工程表の政策内容	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

「鳥取うみなみロード」について、サイクリストの安全性を高め、道路を利用する自動車や歩行者等の走行・通行における安全性の確保を図るとともに、国土交通省が自転車を通じて新たな観光資源を創造するために取組むナショナルサイクルルート（NCR）の指定に向けて、矢羽根の設置、注意喚起の路面標示や案内看板の設置整備を行う。

2 主な事業内容

鳥取うみなみロード（全長約152km）のうち、県東部の鳥取砂丘～東浜のうち鳥取県管理区間（約18.6km）について、矢羽根の設置、注意喚起の路面表示や案内看板の設置整備を先行的に実施する。

《整備箇所》

起点	終点	施工延長	施工概要	予算額
国道178号 (岩美町小羽尾地内)	県道湯山鳥取線 (子供の国交差点)	約18.6km	(路面標示) 矢羽根矢印 494箇所 注意喚起 183箇所 (看板設置) 大型標識等 41枚 注意喚起表示板 19枚	20,265千円

《NCR要件抜粋（走行環境）》

○誰もが安全・快適に走行できる環境を備えていること

車道混在の場合は、100m程度の間隔で矢羽根を設置、または外側線の外側に1.0m以上の幅員（排水施設等の幅員を除く）を確保することとし、自動車交通量が10,000台/日以上の場合は外側線の外側に1.5m以上（やむを得ない場合は1.0m以上）の幅員を確保した上で100m程度の間隔で矢羽根を設置することとする。

3 事業目標・取組状況・改善点

- 令和4年4月には鳥取県サイクルツーリズム推進・連携会議において、県内を横断するサイクリングルートとして、令和2年に整備が完了した「鳥取うみなみロード」を基軸としてNCR指定を目指すことに決定。（同年10月には一部ルートの振替を決定）
- 令和4年12月にNCR指定を目指した「鳥取うみなみロード整備計画」を策定し、整備を本格化していく予定であり、鳥取砂丘や浦富海岸など県内主要観光地が繋がる鳥取砂丘周辺から岩美町にかけての県道部分について、春先から速やかに整備に着手していく。
- 残区間（約130km）については、各道路管理者との協議を行い、令和5年度中を目標に順次整備を進める。

令和4年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

国際観光誘客課（内線：7221）
（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) インバウンド誘客緊急対策事業	0	債務負担行為 9,000 20,000	債務負担行為 9,000 20,000				債務負担行為 9,000 20,000	
トータルコスト	0	20,789	20,789	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	関係機関との連絡調整、委託事務				
工程表の政策内容	外国人観光客の誘致及び受入環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

水際対策の段階的緩和に伴う本県へのインバウンドの本格的な再開・誘客に向けて、必要な受入体制の整備や海外向けプロモーションに取り組むとともに、2025年に開催される関西万博への本県ブース設置準備や機運醸成を図るための情報発信等を行う。

2 主な事業内容

細事業名	内容	予算額(千円)
米子鬼太郎空港における国際線受入体制の整備	米子鬼太郎空港の国際線再開に向け、コロナ感染対策を図りながら円滑な入国手続きが可能となるよう、ターミナルビル管理者(米子空港ビル株式会社)が実施する施設整備等を支援する。 【補助率】10/10 【整備内容(想定)】検疫事務室へのアコーディオンカーテンの設置、機材使用のための電源工事等 空港における多言語対応など円滑な外国人旅行者の受入体制を整備する。	10,000
海外向けプロモーションの強化	国際定期便再開に向け、海外向けプロモーションを強化する。	5,000
関西万博パビリオン出展に向けた準備及び情報発信	関西万博パビリオンにおける本県展示に係る基本計画・設計の策定(民間業者へ委託)や、イベント出展等による情報発信を行う。 ※基本計画・設計の策定が年度を跨ぐことから別途債務負担行為を設定する。(限度額:9,000千円)	5,000

3 参考

(1) 米子鬼太郎空港における国際線の再開に向けた準備状況

- 国土交通省大阪航空局美保空港事務所が中心となり、CIQ(税関、入管、検疫)・空港ビル・エアライン・県等で意見交換を行いながら、空港開港に向けたロードマップを策定中。
- 特に水際対策の中心を担う広島検疫所出張所からは、入国手続きに関する体制・施設整備等について協力依頼があり、関係者間で調整を行っている。
※鳥取砂丘コナン空港についても、米子鬼太郎空港やその他空港の体制整備を参考にしつつ、搭乗客の動線を検討するなど運航できるよう準備を進めている。
※外国人観光客の安全対策としてビジネスや観光等で来県されたインバウンド客を含む外国人に対する新型コロナウイルス等に関する相談窓口等を国内外向けに県のホームページや多言語SNSを通じて発信している。

(2) 2025大阪・関西万博の概要

- (ア) 開催期間 令和7年4月13日(日曜日)～10月13日(月曜日) 184日間
- (イ) 開催場所 夢洲(大阪市臨海部)
- (ウ) 来場者数(想定) 約2,820万人(外国人350万人)
- (エ) テーマ いのち輝く未来社会のデザイン「Designing Future Society for Our Lives」
- (オ) 関西広域連合パビリオン出展府県
滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、福井県、三重県

令和4年12月～令和5年1月	鳥取県スペース出展基本計画・設計策定準備(業務委託プロポーザルなど)
令和5年1月～6月	鳥取県スペース出展基本計画・設計策定
令和5年4月～令和6年6月	関西広域連合パビリオン建設工事→工事に係る負担金
令和5年夏頃	鳥取県スペースの展示物製作開始
令和6年7月～令和7年2月	鳥取県スペースの展示工事
令和7年4月	大阪・関西万博開催

令和4年度12月補正予算歳入歳出事項別明細書(交流人口拡大本部)

(単位:千円)

款 項 目 節	7款 商工費			うち交流人口拡大本部			3項 観光費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	1 報 酬	53,548	46	53,594	15,878		15,878	15,878	
2 給 料	387,396		387,396	155,718		155,718	155,718		155,718
3 職員手当等	199,187		199,187	79,241		79,241	79,241		79,241
4 共 済 費	161,724		161,724	55,205		55,205	55,205		55,205
5 災 害 補 償 費									
6 恩給及び退職年金									
7 報 償 費	1,398,332	3,000	1,401,332	4,570		4,570	4,570		4,570
8 旅 費	50,477	364	50,841	21,251		21,251	21,251		21,251
費用弁償	8,133		8,133	3,490		3,490	3,490		3,490
普通旅費	31,216		31,216	14,971		14,971	14,971		14,971
特別旅費	11,128	364	11,492	2,790		2,790	2,790		2,790
9 交 際 費	100		100						
10 需 用 費	44,353		44,353	22,400		22,400	22,400		22,400
食糧費	8,821		8,821	3,571		3,571	3,571		3,571
その他の需用費	35,532		35,532	18,829		18,829	18,829		18,829
11 役 務 費	40,295		40,295	18,028		18,028	18,028		18,028
12 委 託 料	5,928,846	3,060,000	8,988,846	5,339,913	3,015,000	8,354,913	5,335,662	3,015,000	8,350,662
13 使用料及び賃借料	146,749		146,749	115,689		115,689	32,656		32,656
14 工 事 請 負 費	129,835		129,835	129,835		129,835	129,835		129,835
15 原 材 料 費									
16 公有財産購入費									
17 備 品 購 入 費	81,941		81,941						
18 負担金、補助及び交付金	16,975,176	1,473,000	18,448,176	2,852,865	5,000	2,857,865	2,830,568	5,000	2,835,568
19 扶 助 費									
20 貸 付 金	335,191		335,191	5,713		5,713			
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積 立 金	205		205						
25 寄 付 金									
26 公 課 費									
27 繰 出 金	21,907		21,907						
予 備 費									
計	25,955,262	4,536,410	30,491,672	8,816,306	3,020,000	11,836,306	8,701,012	3,020,000	11,721,012
財 源									
国庫支出金	11,182,573	2,000,000	13,182,573	7,192,965	2,000,000	9,192,965	7,192,965	2,000,000	9,192,965
地方債	85,000		85,000	36,000		36,000	36,000		36,000
その他	8,344,494		8,344,494	7,322		7,322	796		796
一般財源	6,343,195	2,536,410	8,879,605	1,580,019	1,020,000	2,600,019	1,471,251	1,020,000	2,491,251

令和4年度12月補正予算歳入歳出事項別明細書(交流人口拡大本部)

(単位:千円)

款 項 目	交 流 人 口 拡 大 本 部 合 計					
	1目 観光費			補正前	補正額	補正後
	節	補正前	補正額			
1 報 酬	15,878		15,878	112,723		112,723
2 給 料	155,718		155,718	357,012		357,012
3 職員手当等	79,241		79,241	204,115		204,115
4 共 済 費	55,205		55,205	139,643		139,643
5 災 害 補 償 費						
6 恩給及び退職年金						
7 報 償 費	4,570		4,570	8,179		8,179
8 旅 費	21,251		21,251	65,536		65,536
費用弁償	3,490		3,490	11,040		11,040
普通旅費	14,971		14,971	35,886		35,886
特別旅費	2,790		2,790	18,610		18,610
9 交 際 費				1,000		1,000
10 需 用 費	22,400		22,400	49,480		49,480
食糧費	3,571		3,571	9,333		9,333
その他の需用費	18,829		18,829	40,147		40,147
11 役 務 費	18,028		18,028	44,025		44,025
12 委 託 料	5,335,662	3,015,000	8,350,662	5,896,948	3,015,000	8,911,948
13 使用料及び賃借料	32,656		32,656	168,148		168,148
14 工 事 請 負 費	129,835		129,835	135,496		135,496
15 原 材 料 費						
16 公有財産購入費						
17 備 品 購 入 費				45		45
18 負担金、補助及び交付金	2,830,568	5,000	2,835,568	3,173,002	5,000	3,178,002
19 扶 助 費				900		900
20 貸 付 金				5,713		5,713
21 補償、補填及び賠償金						
22 償還金、利子及び割引料						
23 投資及び出資金						
24 積 立 金				186,990		186,990
25 寄 付 金						
26 公 課 費						
27 繰 出 金						
予 備 費						
計	8,701,012	3,020,000	11,721,012	10,548,955	3,020,000	13,568,955
財 源						
国庫支出金	7,192,965	2,000,000	9,192,965	7,334,966	2,000,000	9,334,966
地方債	36,000		36,000	46,000		46,000
内 其 他	796		796	105,265		105,265
一 般 財 源	1,471,251	1,020,000	2,491,251	3,062,724	1,020,000	4,082,724

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7款	商工費	
	3項 観光費	
	1目 観光費	
	負担金、補助 及び交付金	米子鬼太郎空港国際線受入体制整備補助金 5,000

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
		千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円		
令和4年度 観光需要回復加速化緊急対策事業(バス旅行商品支援)	観光戦略課	30,000			令和5年度	30,000					30,000	
令和4年度 「ぐるっと山陰」誘客促進事業	観光戦略課	3,000			令和5年度	3,000					3,000	
令和4年度 観光情報提供事業	観光戦略課	10,000			令和5年度	10,000					10,000	
令和4年度 サイクリストの聖地鳥取県整備事業(サイクルツーリズム推進事業)	観光戦略課	20,265			令和5年度	20,265	12,462				7,803	
令和4年度 インバウンド誘客緊急対策事業	国際観光誘客課	委託料総額9,000千円を限度として、令和4年度に契約した額から令和4年度に支出した額を差し引いた額			令和5年度	限度額に同じ					限度額に同じ	2025大阪・関西万博の鳥取県スペース出展に係る基本計画・設計策定委託料

条例名等	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例																		
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 旅券法の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の記載事項に変更が生じた場合等における一般旅券の発給申請時の現有旅券の確認の事務及び一般旅券の交付時の現有旅券の返納の受理の事務を、倉吉市、境港市及び日野郡の町に移譲する。</p> <p>(2) 旅券法に基づく事務のうち、一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付事務を廃止する。</p> <p>(3) その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(4) 施行期日等 ア 施行期日は、令和 5 年 3 月 27 日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>参考 1 : 旅券法等及び本県条例の改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">旅券法等の改正内容</th> <th style="width: 60%;">本県条例の改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 旅券発給申請手続等の電子化 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・電子申請者は原則として申請時に窓口に来所しないことから、申請時に所持している有効期間内の旅券の返納時期が変更となる。 ・このことに伴い、市町への移譲事務を追加する。 <p style="text-align: center;">【有効期間内の旅券の取扱い】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">申請時</th> <th style="width: 25%;">審査過程</th> <th style="width: 35%;">交付時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">現行</td> <td style="border: none;">旅券返納</td> <td style="border: none;">県庁窓口で失効処理</td> <td style="border: none;">-</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">改正後</td> <td style="border: none;">旅券又は旅券情報の確認</td> <td style="border: none;">-</td> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券返納 ・各窓口で失効処理 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入にあたり、旅券法施行規則が全部改正となったことから、参照規定の変更等を行う。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 旅券の査証欄の増補の廃止 </td> <td style="vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券の査証欄の増補に係る市町への移譲事務を廃止する。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>参考 2 : 改正旅券法の概要</p> <p>旅券に関する国際的な動向や情報技術の進展を踏まえ、申請者の利便性向上、旅券事務の効率化、旅券の信頼性の維持等を図るため、以下の改正が行われる。</p> <p>(1) 旅券の発給申請手続等の電子化 (2) 未交付失効歴のある申請者の手数料を加算 (3) 旅券の査証欄の増補の廃止 等</p> <p>※改正旅券法の施行日：令和 5 年 3 月 27 日</p>	旅券法等の改正内容	本県条例の改正内容	旅券発給申請手続等の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請者は原則として申請時に窓口に来所しないことから、申請時に所持している有効期間内の旅券の返納時期が変更となる。 ・このことに伴い、市町への移譲事務を追加する。 <p style="text-align: center;">【有効期間内の旅券の取扱い】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">申請時</th> <th style="width: 25%;">審査過程</th> <th style="width: 35%;">交付時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">現行</td> <td style="border: none;">旅券返納</td> <td style="border: none;">県庁窓口で失効処理</td> <td style="border: none;">-</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">改正後</td> <td style="border: none;">旅券又は旅券情報の確認</td> <td style="border: none;">-</td> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券返納 ・各窓口で失効処理 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入にあたり、旅券法施行規則が全部改正となったことから、参照規定の変更等を行う。 		申請時	審査過程	交付時	現行	旅券返納	県庁窓口で失効処理	-	改正後	旅券又は旅券情報の確認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券返納 ・各窓口で失効処理 	旅券の査証欄の増補の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券の査証欄の増補に係る市町への移譲事務を廃止する。
旅券法等の改正内容	本県条例の改正内容																		
旅券発給申請手続等の電子化	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請者は原則として申請時に窓口に来所しないことから、申請時に所持している有効期間内の旅券の返納時期が変更となる。 ・このことに伴い、市町への移譲事務を追加する。 <p style="text-align: center;">【有効期間内の旅券の取扱い】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 25%;">申請時</th> <th style="width: 25%;">審査過程</th> <th style="width: 35%;">交付時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">現行</td> <td style="border: none;">旅券返納</td> <td style="border: none;">県庁窓口で失効処理</td> <td style="border: none;">-</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">改正後</td> <td style="border: none;">旅券又は旅券情報の確認</td> <td style="border: none;">-</td> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> ・旅券返納 ・各窓口で失効処理 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入にあたり、旅券法施行規則が全部改正となったことから、参照規定の変更等を行う。 		申請時	審査過程	交付時	現行	旅券返納	県庁窓口で失効処理	-	改正後	旅券又は旅券情報の確認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券返納 ・各窓口で失効処理 						
	申請時	審査過程	交付時																
現行	旅券返納	県庁窓口で失効処理	-																
改正後	旅券又は旅券情報の確認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券返納 ・各窓口で失効処理 																
旅券の査証欄の増補の廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券の査証欄の増補に係る市町への移譲事務を廃止する。 																		

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（4） 略 <u>（5） 第3条第5項の規定による現有旅券の確認</u> （6） 第8条第1項（第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付 （7） 第8条第2項の規定による現有旅券の返納の受理 （8） 略 （9） 略 （10） 略 （11） 略	2の2 旅券法（昭和26年法律第267号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1）～（4） 略 （5） 第8条第1項（第10条第4項及び第12条第3項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付 （6） 第12条第1項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び知事への送付 （7） 略 （8） 略 （9） 略 （10） 略	倉吉市、境港市及び日野郡の町	倉吉市、境港市及び日野郡の町
2の3 旅券法施行規則（令和4年外務省令第10号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1） 第7条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付 （2） 第7条第2項の規定による確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求 （3） 第7条第5項の規定による確認及び書類の提示又は提	倉吉市、境港市及び日野郡の町	2の3 旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（急を要する場合その他規則で定める場合に係るものを除く。） （1） 第3条第1項の規定による申請者が出頭しない場合の申請の申出の受理及び知事への送付 （2） 第3条第2項の規定による確認並びに書類及び資料の提示又は提出の要求	倉吉市、境港市及び日野郡の町

出の要求			
略		略	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた申請に対する改正前の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表2の2の項(5)及び(6)に掲げる事務については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例																															
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 旅券法等の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>2 概要 (1) 旅券法に基づき一般旅券の発給に係る申請をした者が、当該旅券の発行の日から6月以内に当該旅券を受領せず当該旅券の効力を失い、かつ、当該効力を失った日から5年以内に申請を行った場合は、1件につき4,000円(現行 2,000円)の手数料を徴収する。 (2) 一般旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。 (3) その他所要の規定の整備を行う。 (4) 施行期日は、令和5年3月27日とする。</p> <p>参考：旅券法等及び本県条例の改正内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">旅券法等の改正内容</th> <th colspan="2" style="width: 50%;">本県条例の改正内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">未交付失効歴のある申請者の手数料を加算 (申請者が新規旅券を受領せず、当該旅券が失効した後に再度申請した場合に、旅券発給手数料を加算する。)</td> <td colspan="2">・未交付失効歴のある申請者に対する手数料を新たに設ける。 【手数料額】</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">未交付失効歴有</td> <td style="text-align: center;">通常手数料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5年</td> <td style="text-align: center;">17,000円</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> <td style="text-align: center;">9,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10年</td> <td style="text-align: center;">22,000円</td> <td style="text-align: center;">16,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国</td> <td style="text-align: center;">18,000円</td> <td style="text-align: center;">14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県</td> <td style="text-align: center;">4,000円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> <tr> <td>旅券の査証欄の増補の廃止</td> <td colspan="2"> ・旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。 (手数料: 2,000円(国1,500円、県500円)) ・改正後は、有効期間が同じ旅券を新たに発給することになる。 (手数料: 6,000円(国4,000円、県2,000円)) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正旅券法の施行日: 令和5年3月27日</p>		旅券法等の改正内容	本県条例の改正内容		未交付失効歴のある申請者の手数料を加算 (申請者が新規旅券を受領せず、当該旅券が失効した後に再度申請した場合に、旅券発給手数料を加算する。)	・未交付失効歴のある申請者に対する手数料を新たに設ける。 【手数料額】			未交付失効歴有	通常手数料	5年	17,000円	11,000円	国	13,000円	9,000円	県	4,000円	2,000円	10年	22,000円	16,000円	国	18,000円	14,000円	県	4,000円	2,000円	旅券の査証欄の増補の廃止	・旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。 (手数料: 2,000円(国1,500円、県500円)) ・改正後は、有効期間が同じ旅券を新たに発給することになる。 (手数料: 6,000円(国4,000円、県2,000円))	
旅券法等の改正内容	本県条例の改正内容																															
未交付失効歴のある申請者の手数料を加算 (申請者が新規旅券を受領せず、当該旅券が失効した後に再度申請した場合に、旅券発給手数料を加算する。)	・未交付失効歴のある申請者に対する手数料を新たに設ける。 【手数料額】																															
		未交付失効歴有	通常手数料																													
	5年	17,000円	11,000円																													
	国	13,000円	9,000円																													
	県	4,000円	2,000円																													
	10年	22,000円	16,000円																													
	国	18,000円	14,000円																													
県	4,000円	2,000円																														
旅券の査証欄の増補の廃止	・旅券の査証欄の増補に係る手数料を廃止する。 (手数料: 2,000円(国1,500円、県500円)) ・改正後は、有効期間が同じ旅券を新たに発給することになる。 (手数料: 6,000円(国4,000円、県2,000円))																															

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>旅券法施行令（平成元年政令第122号）第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円（旅券法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円）</u></p> <p>(5) <u>旅券法施行令第6条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円</u></p> <p>(6) <u>削除</u></p> <p>(7)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>旅券法施行令（平成元年政令第122号）第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法（昭和26年法律第267号）第5条の規定に基づく一般旅券の発給 1件につき2,000円</u></p> <p>(5) <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第9条第1項の規定に基づく渡航先の追加に関する事務 1件につき300円</u></p> <p>(6) <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第12条第1項の規定に基づく一般旅券の査証欄の増補 1件につき500円</u></p> <p>(7)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和5年3月27日から施行する。